

# 事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 総合環境政策局環境教育推進室

【評価責任者】 環境教育推進室長 渋谷晃太郎

## 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 2 環境教育・環境学習の推進
施策の概要	持続可能な社会を形成するためには各主体が環境に配慮した行動をとる必要があるため、全ての年齢層を対象に環境教育・環境学習を推進する。具体的には、環境カウンセラー等の人材の育成、こどもエコクラブによる環境教育・環境学習の場や機会の提供、環境学習プログラムの整備などを行う。
予算額	290,666千円

## 目標・指標、及び目標の達成状況

目標	国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。
達成状況	こどもエコクラブの会員や環境カウンセラーの人数は着実に増加しており、学習機会や人材育成の基盤は確立しつつある。また、文部科学省と連携して環境教育にかかる施策を実施した。さらに、インターネットやCD-ROMといった新しい情報メディアを使った情報提供も好評を得ている。

下位目標1	<p>環境教育・環境学習の人材を育成、確保、活用するため、環境カウンセラーなどの人材登録システムの充実等の施策を進める。</p> <p>また、学校教員や地域の活動実践リーダーを対象に、環境に関する基本的知識の習得や体験学習を重視した研修会を実施する。</p> <p>さらに環境保全に関する指導者を育成・認定する民間の事業を登録する制度を、平成16年10月までに関係省と連携して構築し、適切に運用する。</p>				
指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H18年度
	2,966人	3,279人	3,611人		5,500人
達成状況	<p>環境カウンセラーの登録人数は、毎年着実に増加しており、15年度は延べ397名が新規登録され、15年度までの延べ登録者数は3,611名に達した。また、環境カウンセラー登録制度の一層の推進のため、「環境カウ</p>				

	<p>ンセラー登録制度に係る検討会」を設置して検討を行い、その結果を踏まえて、毎年の活動実績の報告を義務づけるとともに、新規登録者向け研修及び専門研修の2種類の研修を実施する等の制度改正を実施した。活動実績の報告によって個々の環境カウンセラーの活動実態を把握できるようになった。</p> <p>15年度の研修については、新規登録者向け研修に528名、専門研修に178名の環境カウンセラーが参加した。</p> <p>環境教育指導者育成事業は、平成15年度には、北海道・愛知県・山口県・香川県の4カ所で開催され、232名が参加した。</p>
--	--

下位目標2	<p>平成15年度末までに、環境学習支援事業により、廃棄物、水質、大気、都市環境、総合プログラムの各分野の環境学習のプログラムを整備する。</p> <p>また、国・地方自治体がその職員に対して行う環境教育のためのプログラムの整備を図る。</p>
達成状況	<p>廃棄物、水質、大気、都市環境、総合プログラムの各分野の環境学習のプログラムをCD-ROMにより作成し、都道府県、市区町村、市区町村教育委員会、小・中・高等学校に配布し、学校や地域の環境教育の現場で有効に活用された。</p>

下位目標3	<p>都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策について情報を提供する。</p> <p>また、環境教育・環境学習に関する総合的データベースを整備し、広く国民に対して情報を提供する（平成16年度から運用開始）。</p>
達成状況	<p>都道府県・政令指定都市に対して、環境省の施策や全国の地方公共団体が行う施策について、環境教育担当者会議等にて情報を提供し、共有を図った。環境教育に関する情報を収集整理し、インターネットにより広く国民に公開する目的で環境教育・環境学習データベース総合整備事業を開始し、情報収集やデータベースの開発に着手した。</p>

下位目標4	<p>環境教育・環境学習に関する場や機会の拡大を図るため、こどもエコクラブ等の各種の学習機会を提供する施策を進める。</p>				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H18年度
	75,244人	77,417人	82,299人		110,000人
達成状況	<p>こどもエコクラブの会員数は平成7年度の事業開始以来増加傾向が続き、平成15年度は初めて8万人を突破し、全国の小中学生が水質調査やリサイクル活動など地域における環境保全活動に参加した。</p>				

下位目標 5	地方公共団体において、各主体の連携の下、モデル事業を実施し、全国への普及を図る。
達成状況	7つの地方公共団体においてモデル事業及び事業効果の検証を行い、その成果を全国に情報発信した。

下位目標 6	日中韓3か国で環境教育に関する情報交換・交流等を図る。
達成状況	平成16年1月に静岡県静岡市で日中韓環境教育シンポジウムが開催された。3カ国の教員や環境教育の専門家等が参加し、「地域の環境保全と環境教育」というテーマで議論がなされ、それぞれの国における環境教育の現状や課題について相互理解が深められた。

### 評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>持続可能な社会を築いていくためには、国民各界各層の環境に配慮した行動が重要であるため、幼児から高齢者までの全ての年齢層において環境教育・環境学習を行い、環境に対する関心を高めていくことが必要となる。そのため、地方公共団体や企業等の各主体による、環境教育や環境学習を行う場や機会を提供する取組を、更に活性化していくことが求められている。</p> <p>このような背景を踏まえて、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(<a href="http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/index.html">http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/index.html</a>)が成立した。今後、政府としては、同法に基づいて、環境教育・環境学習の場や機会を提供していくことが必要である。</p> <p>同法は、国の責務として、民間との適切な連携を図るよう留意しながら、環境教育を推進するための施策を実施していくことを規定している。また、国が同法に基づく措置を実施するに当たっては、民間の自立性を阻害することがないように配慮することも定められており、官民が適切に連携をとりつつ施策を進めていくことが求められている。</p> <p>なお、平成16年1月から、副大臣会議の場で3回にわたって環境教育が取り上げられ、同法の円滑な運用等、今後の環境教育の推進について取りまとめられた。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>こどもエコクラブ会員は平成15年には8万人を突破し、環境カウンセラーの登録数については同年に3,611人に達し、着実に増加を続けている。総合的な環境学習プログラムがCD-ROMにより作成・配布され、学校や</p>
-----	---

地域の環境教育の現場で有効活用されている。また、地方自治体において実施した「体験的環境学習推進事業」について効果検証を行い、従前作成された人材育成プログラムが環境教育の現場で有効に活用されていることを確認した。

平成15年度から新たに文部科学省と連携し、環境教育を行う人材育成のための研修会を実施し、環境教育・環境学習に関するデータベースの開発に着手した。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

平成14年度より引き続きインターネットやCD-ROMなど情報メディアを活用して映像や動画などの情報提供を行った。視覚に訴えやすく、個人の関心や理解に結びつきやすい手法を用いることで、低い費用で環境保全に対する関心を喚起することができた。

目標に対する総合的な評価

人材の育成、プログラムの整備、情報の提供、環境教育・環境学習の場や機会の拡大のための事業を文部科学省とも連携しながら実施してきたが、その効果は、こどもエコクラブの会員数や環境カウンセラー登録数の増加にも現れている。そのため、「国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する」という本施策の目標達成に向けて着実な進展があった。

今後の課題

「環境カウンセラー登録制度に係る検討会」では、環境カウンセラーの制度や活動内容に対する理解不足、活動の場や機会の不足等の指摘も受けているため、今後は情報提供の更なる充実が必要である。

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく人材認定等事業の登録制度の構築と円滑な運用を進める必要がある。

事業者向けプログラムの開発や環境教育に関する情報を広く各主体に提供する仕組みの整備、小中学生が行う環境保全活動の一層の拡大を目的とする、こどもエコクラブの事業内容の充実、家庭をはじめ身近な生活を対象にした環境教育の充実を図る必要がある。

## 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の規定に基づき、関係省と連携して、国民各界各層の意見を聴きながら同法の基本方針を作成するとともに、人材認定等事業の登録制度に係る主務省令を作成し、同法を適切に運用することが要請される。また、人材育成、プログラムの整備、情報提供、環境教育・環境学習の場や機会の拡大などの更なる充実が必要となる。さらに、平成14年末の国連総会において採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年」が2005年より始まり、各国が具体的な取組を開始することとなっている。したがって、環境教育関連の各種の施策を一層充実させていく必要がある。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 2 環境教育・環境学習の推進	
施策共通の 主な政策手段等	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア．人材の育成 (下位目標番号 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境カウンセラーの登録及び研修。</li> <li>・学校教員や地域の活動実践リーダーを対象にした研修会の開催。</li> </ul>	・環境カウンセラー登録実施規程
イ．プログラムの整備 (下位目標番号 2)	・体系的な環境教育・環境学習プログラムの開発及び提供。	
ウ．情報の提供 (下位目標番号 3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や地方公共団体の施策についての情報提供。</li> <li>・環境教育・環境学習の情報をデータベース化し、国民に提供。</li> </ul>	
エ．場や機会の拡大 (下位目標番号 4)	・こどもエコクラブの結成、登録、情報提供。こどもエコクラブ全国フェスティバルの開催。	・こどもエコクラブ事業 (96百万円)
オ．各主体の取組の 支援、連携の強化 (下位目標番号 5)	・地方公共団体における各主体連携のモデル事業の実施。	・体験的環境学習推進事業 (41百万円)
カ．国際交流・協力 (下位目標番号 6)	・日中韓環境教育ワークショップの開催。	